

協会だより

(一社)秋田市建設業協会

目 次

1. 行事報告

○要望書の提出

令和7年度 建設工事に関する入札制度等についての改善要望

1. 行事報告

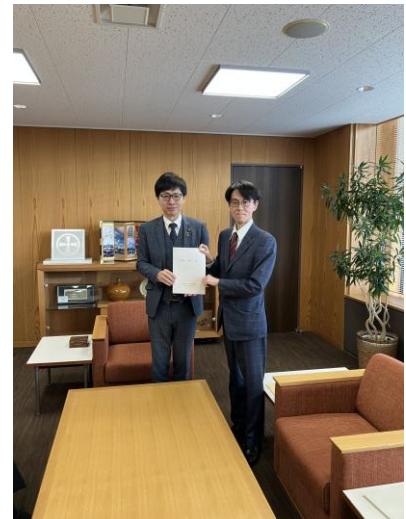
○要望書の提出

12月19日(金)

令和7年度 建設工事に関する入札制度等についての改善要望

長谷川会長、三浦副会長、小南副会長、伊藤会計理事、林入札制度特別委員会委員長が沼谷市長と面談し、要望書「令和7年度建設工事に関する入札制度等についての改善要望」を提出しました。

要望内容については、以下のとおりです。



要　望　書

令和7年12月19日

秋田市長 沼 谷 純 様

一般社団法人 秋田市建設業協会
会長 長谷川 尚造

令和7年度 建設工事に関する入札制度等についての改善要望

平素より、当協会に対しまして格別のご指導ご鞭撻を賜わり厚くお礼申し上げます。

沼谷市長におかれましては、対話を重視し、変革を恐れず、稼ぐ意識のもと、市政運営に真摯に取組んでおられますことに心から敬意を表します。

さて、近年、インフラや公共建築物等の老朽化が社会的問題となっており、加えて、異常気象による自然災害も頻発し、防災・減災対策はもとより被災後の迅速な復旧が重要な課題となっております。

現在、秋田市では、様々な支援制度や対策を講じて安全・安心な市民生活の確保に力を

注いでおられます、持続可能なまちの形成には、いつでも市民の負託に応じられるよう官民連携による体制を整え、速やかに善後策を講じる必要があります。

そのためには、双方に迅速な対応を可能とする体力と機動力が求められますが、地元建設業界は、就労者の高齢化や技能者不足が深刻化していることに加え、資機材や労務費の高騰による建設費の圧迫、生産性向上のための対策など厳しい環境にあり、現状のままで企業の体力が低下してしまうことが危惧されております。

このような状況を開拓するには、発注者と受注者が、それぞれの責務を果たし連携を強化していくことが肝要であり、当協会としましても、これまで以上に「地域の守り手」・「まちづくりの担い手」として迅速かつ確実に行動することにより、社会的使命を果たしてまいりたいと考えておりますことから、下記のとおり要望いたします。

記

1 公共工事の品質確保について

(1) 調査・設計の品質確保について

ア 設計・積算の精査について（継）

公共工事の品質確保を図るためにには、工事の前段階にあたる調査・設計においても、工事と同様に品質確保を図ることが重要な課題となってきます。

近年、秋田市発注工事においては、設計数量と実施数量との差が大きいことや取引単価との乖離等から、設計内容では不調・不落に陥ったり、契約を締結してもその後の受注者の負担が大きくなったりすることがあります。

このため、歩掛や市場価格を精査するとともに、設計図書から漏れているものがあった場合や当該設計内容では施工が困難な場合、また、現場条件により工法の変更が必要になった場合などは、その状況に応じて受注者との変更協議を十分行うことにより、適正化を図っていただくようお願いいたします。

また、仮設足場や仮設フェンスなどの危険防止措置や熱中症対策など労働者の健康障害を防止することを考慮して、適切に安全衛生経費を確保していただくようお願いいたします。

《事例》

- (1) 設計図から読み取れる施工内容が、設計書から欠落している場合があり、施工実態を確実に反映した設計を組んでいただきたい。
- (2) 下水道や埋設物が関係する土木工事においては、事前調査が不十分なことに起因して工事が停滞することがあるため、綿密な調査により的確な設計を組んでいただきたい。
- (3) 舗装道路改良工事や側溝改良工事等の物件について、そのほとんどが平面図のみによる発注のため、縦断図・横断図・構造図などは、受注者が測量・作図・設計して協議をしているのが現状である。
受注者が的確に施工できる情報を盛り込んだ設計をお願いしたい。
- (4) 建築物の改修工事や解体工事において、設計と現場の状況が一致しないことにより、設計内容では施工できない場合があるため、詳細な調査を行ったうえで適切な仮設計画や工法の選定をお願いしたい。
- (5) 働き方改革の推進により、完全週休二日制を実施している警備会社が多く、土曜日の現場稼働日に休日出勤扱いで請求され、設計単価と取引単価に大きなズレが生じており、設計の精査をお願いしたい。
- (6) 異常気象条件の場合、秋田県と同様に熱中症対策に資する現場管理費の補正をお願いしたい。

イ 設計価格・経費の柔軟な見直しについて（新）

近年、資材価格や人件費が急激に変動していることから、年度途中であっても設計価格や経費を柔軟に見直せる仕組みを導入していただきますようお願いいたします。

また、設計内容と現場条件に相違が出たり、そのことによって工事が一時中断してしまった場合など、受注者の責任以外のことで工事に支障が出た場合は、経費について相応の見直しを図っていただきますようお願いいたします。

ウ 工事費積算情報等の開示について（継）

秋田市では、入札手続きにおける透明性、公平性及び入札参加者の利便性の向上等を図ることを目的として、設計数量等の工事費積算情報を公開しておりますが、公的単価のない資材や秋田市独自の設計単価などを採用する場合、積算ソフトにない歩掛りを採用する場合などは、予め設計書に見積単価表や歩掛の詳細が分かる資料（特

殊な材料や製品の参考見積一覧、残土処分地及び処分料金の明示、付帯工の作業人数が分かる資料等）の添付をお願いいたします。

エ 金入り設計書の情報公開について（新）

金入り設計書の情報公開について、秋田県に倣い、契約履行中の受注者に対しては、情報公開請求によらずに工事打合せ簿（又は、業務打合せ簿）による依頼を受けて、監督職員（又は、調査職員）が提供できるように標準化していただきますようお願いいたします。

加えて、開示される資料も1次代価にて構成内容が不明な場合は、2次、3次代価など構成内容が分かる資料の開示をお願いいたします。

（2）スライド条項の運用について（新）

秋田市では、最近の急激な物価変動に対応するため、スライド条項を適用し請負代金額の適正化を図っておりますが、実際には、受注者が、購入価格が適当と示す必要な情報や資料を提出しても、価格増加分について、対象となる品目及び材料が不明瞭なためその反映結果を的確に把握することができずしております。

このことから、スライド条項の運用にあたりましては、対象となる品目、材料及び変動額について、明確に提示していただきますようお願いいたします。

（3）災害復旧工事における適切な設計・積算について（継）

近年、記録的豪雨や地震等による自然災害が多く、そのたびに、被災した市民の生活再建と地域の復旧が一日でも早く進むよう、インフラやその他施設及び設備の迅速な復旧整備が求められております。

しかしながら、災害復旧工事においては、本体工事に加えて様々な付帯工事が必要になるなどの理由から採算割れが見込まれ、不調・不落となる事態が多く発生しております。

災害復旧工事は、被災地の住民の生活や生計に大きな影響を与え、早期の着手と計画どおりの完了が求められることから、入札に向けて現場調査・分析を確実に行い、不調・不落となることが無いよう設計・積算を進めていただきますとともに、速やかに発注していただきますようお願いいたします。

2 建築及び設備工事の設計・積算並びに数量公開について（継）

秋田市では、建築及び設備工事において公開する数量は、「参考数量」として取扱い、これに関する疑義は原則として質問回答の対象としないこととされております。

このため、契約後に発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者間による協議が円滑に行われず、適正な数量に基づいた請負代金額とならない場合や、出来高検査において、発注者と受注者との間に相違が生じてしまい、適正な査定が受けられないことから現場運営に支障をきたしております。

これに対し、秋田県の営繕工事においては、入札時積算数量書活用方式の運用により、積算数量に関して、発注者が受注者からの協議に応じることを明確にすることで契約後の円滑な協議を可能とし、数量の適正化を図ることにより公共建築の品質を確保しております。

秋田市においても、一定額以上の建築及び設備工事については、参考数量として数量書を公開するのではなく、工事請負契約書に基づく確認請求、協議、請負代金の変更を行う場合の基となる数量として入札時積算数量書を示し、請負契約締結後における受発注者間の積算数量等に関する協議が円滑に行える環境整備を早期に実現されるよう要望いたします。

3 適正な工期の設定・変更について（新）

国土交通省の建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインでは、発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で契約を締結しなければならないとされております。

しかしながら、秋田市発注の建設工事においては、現場条件や工事内容に適合した工期が設定されていないため、受注者の負担が大きくなってしまう状況が見受けられます。

建設生産プロセス全体における生産性を向上し、必要経費へのしわ寄せを防止するためにも適正な工期を設定していただくようお願いいたします。

また、近年、気候変動の影響により、猛暑が長引き屋外作業がますます過酷なものになってきているため、本年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が強化されました。

本改正では、状況に応じて迅速かつ適切に対処することにより、労働者の熱中症の重

篤化を防止するための措置が事業者に義務付けられましたが、秋田市においても、工事着工開始時期を前倒しして夏季の屋外作業を減らすなど、労働者の負担をできる限り軽減するような工期設定をしていただくようお願いいたします。

加えて、自然的要因（大雨、連続降雨、猛暑日の連続、積雪等）により工程がずれ込んだため、確保していた人員が他工事に流れて人手不足が生じたり、資機材の納入が遅れるなど様々な事態が発生し工事に支障が出る状況が増えてきております。

このため、このような突発的事態が発生した場合は、工期の変更について柔軟に考えていただくようお願いいたします。

4 秋田市総合評価落札方式ガイドラインについて

秋田市総合評価落札方式につきましては、秋田市公契約基本条例の趣旨・目的に沿って実施されておりますが、入札参加者にとっては、労働環境評価項目又は地元貢献評価項目の不履行による工事成績評定点の減点や同一工種、同規模以上工事の施工実績など評価に係る問題が多く存在します。

また、人材不足や資機材単価の急激な変動等により、近年、入札参加者が少なくなってきており、このままでは、総合評価落札方式本来の目的が失われ、将来的に建設産業の発展が危惧されます。

このため、以下について要望いたします。

(1) 工事成績評定点の減点について（継）

蓄積された技術を日々研鑽し、熱意を持ってものづくりに取組むことで、成果の出来形・見栄え・品質などについて高い評価を得ることは、技術者冥利に尽きます。

しかし、総合評価落札方式の労働環境評価及び地元貢献評価の査定が、工事成績評定点から減点する方法のため、良質な品質確保を目指した技術者の意識が低下しております。

労働環境及び地元貢献の評価は、工事の出来栄えや技術提案などの評定とは異質であることから、同方式ガイドライン7実績等評価項目の「過去2年間の同一工種における工事成績評定点」とは分離し、総合評価における別項目として、前回までの実績を評価する方式へと改正されることを要望いたします。

(2) 同一工種、同規模以上工事の施工実績について（継）

同一工種、同規模以上工事の施工実績については、技術力の信頼性を担保するために設定されていると思われますが、その対象が秋田市の契約課で契約した工事に限られており、工事件数が少ないため、評価項目に選定することが難しく総合点に大きな影響を及ぼしております。

このため、施工実績の対象範囲を国（独立行政法人、事業団を含む）、県（地方独立行政法人、事業団を含む）及び公益民間企業が発注する工事まで広げ、より多くの入札参加者が評価項目として採用できるようにして競争性が保たれるようお願いいたします。

(3) 災害復旧工事に取り組んだ企業の評価について（新）

気候変動による異常気象により、県内市内のいたる所で災害が発生している昨今、災害復旧工事の不調・不落案件が多く見受けられることは、今後も続くことが見込まれる自然災害に対して、市民の安全・安心を確保するうえで好ましくなく重要な課題となっております。

災害復旧工事では、各現場の不良条件により参加しにくい場合があることも事実ですが、企業の参加意欲を向上し、不調・不落案件を減らす対策として次のことを検討していただきますようお願いいたします。

- ① 土木工事において、評価項目に「災害復旧工事の施工実績」を新設し、企業と配置予定技術者の実績において加点する。
- ② 地域や町内近隣で行われる土木工事に、「総合評価落札方式（地域密着型）」の評価方式を新たに導入し、対象エリアの災害復旧に取り組んだ実績のある企業及び除排雪などの業務実績のある企業に加点する。